

第11次鳥獣保護事業計画書

平成25年4月1日から
平成29年3月31日まで
4年間

平成25年3月

岩 手 県

目 次

第一 計画の基本的事項	1
1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	1
2 計画作成の趣旨	1
3 計画の期間等	2
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	2
1 鳥獣保護区の指定	2
2 特別保護地区の指定	8
3 休猟区の指定	11
4 鳥獣保護区の整備等	13
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	14
1 鳥獣の人工増殖	14
2 放鳥獣	15
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	16
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	16
2 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	16
3 鳥獣による被害の防止を目的とする場合の許可基準等	20
4 鳥獣による被害の防止以外を目的とする場合	25
5 鳥類の飼養登録	28
6 販売禁止鳥獣等	29
第五 特定猟具使用禁止区域、特定用具使用制限区域、猟区並びに 指定猟法禁止区域に関する事項	29
1 特定猟具使用禁止区域の指定	29
2 特定用具使用制限区域の指定	33
3 猟区の設定	33
4 指定猟法禁止区域	33
第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	34
1 特定計画の作成	34
第七 鳥獣の生息状況等の調査及び保護管理対策等に関する事項	35
1 基本方針	35
2 希少鳥獣等及び一般鳥獣	35
3 狩猟鳥獣	36
4 特定鳥獣	37

第八 鳥獣保護事業の普及啓発に関する事項	37
1 鳥獣行政担当職員	37
2 鳥獣保護員	38
3 保護管理の担い手の育成	39
4 鳥獣保護センター	40
5 環境保健研究センター	41
6 取締り	41
7 必要な財源の確保	42
第九 その他	42
1 狩猟の適正管理	42
2 傷病鳥獣救護	43
3 安易な餌付けの防止	45
4 感染症への対応	45
5 普及啓発	45
6 野生鳥獣肉の放射性物質への対応	47

第一 計画の基本的事項

1 鳥獣保護事業を巡る現状と課題

野生鳥獣（以下「鳥獣」という。）は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、人間の豊かな生活のために欠かすことのできないものである。

鳥獣を含む野生生物は、生態系、個体群、種等の様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を保全する必要がある、その地域に本来生息する種を普通に見ることができるような状況を維持できるよう、きめ細やかな配慮が必要となっている。

岩手県野生生物目録（平成13年3月）によれば、県内には、鳥類341種、獣類75種の計416種の鳥獣が生息しているとされているなど、本県は、豊かな自然環境に恵まれ、多様な動植物相を有している。しかし、生息環境の悪化などに伴い、種によっては生息数の減少等が懸念されている一方、ツキノワグマやニホンジカなどによる農林業被害や人身被害が恒常的に発生しているほか、地域によっては高山帯における植生の被害等も発生している。これは、特定の野生鳥獣の生息数が増加したことだけが原因ではなく、例えば耕作放棄地の増加や山林の手入れが進まなくなったことなど、人間の行為に起因する生活環境の変化も原因になっていると考えられる。

また、県民の鳥獣保護思想の高揚等を受けて、傷病鳥獣の救護要請等に対する適切な対応が求められているほか、県内に生息する鳥獣の生息状況等の的確な把握が必要とされている。

さらに、鳥獣の適切な保護管理を進めるうえで、狩猟の果たす役割は大きい、県内の狩猟者の減少及び高齢化の進行が危惧されており、担い手の確保が求められている。

2 計画作成の趣旨

このような現状と課題を踏まえ、人と鳥獣との適切な関係の構築と生物多様性の保全を図ることを目標とし、下記の事項を重点事項として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第4条の規定に基づき第11次鳥獣保護事業計画（以下「本計画」という。）を作成する。

なお、野生鳥獣の生息数増加に伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活との衝突が大きくなっているため、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。また、本計画と、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略など、他の法規等に基づく計画との内容が整合するよう、関係者と調整する。

- (1) 本県に生息する鳥獣について、生息状況や被害状況等を踏まえて、地域住民等の理解と協力の下、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣保護区等の指定や生息環境の保全など、適切な保護管理事業を計画的に推進する。
- (2) ツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについて、地域個体群の安定的な維持と人身被害や農林業被害等の抑制等を図るため、鳥獣保護法第7条の規定に基づき特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を作成し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策等を総合的に実施する。
- (3) 絶滅のおそれのある希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣（以下「希少鳥獣等」という。）について、その保護の重要性に鑑みて関係機関等との連携を図りながら、保護対策の充実を図る。
- (4) 岩手県鳥獣保護センター（以下「鳥獣保護センター」という。）について、傷病鳥獣の二次救護の拠点として位置付け、一次救護を行う指定獣医師やボランティア等と連携した効果的な活動を展開する。

- (5) 岩手県環境保健研究センター（以下「環境保健研究センター」という。）を中心として、関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態等を的確に把握するため、科学的知見に基づいた調査を実施するとともに、生息数のより精度の高い推定方法の開発等を進める。
- (6) 鳥獣の適切な保護管理を進めるうえで、担い手となる狩猟者の果たす役割が大きいことから、その確保や育成に努めるとともに、鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員の適切な配置、資質の向上を図る。
- (7) 一部の野生鳥獣の生息数増加などに伴い、農林水産物や生活環境への被害をもたらす等人間生活との軋轢が大きくなっていることから、狩猟鳥獣の生息数の維持、生物多様性の維持と鳥獣被害の軽減が両立するよう、各施策を調整する。また、鳥獣による生態系への被害が懸念されるものについては、希少な自然環境の保全を図るための対策にも取り組む。
- (8) 鳥獣による生活環境や農林水産物の被害を軽減させるため、鳥獣の生息数管理と共に耕作地周辺で鳥獣被害対策を行って鳥獣を寄せ付けない農地を作る、造林地で間伐や下草刈り等を行うことで山林を整備するとともに鳥獣が生息できる環境を作る等、人間側の対応も併せて実施するよう、農林漁業者や市町村等の関係者と協働する。

3 計画の期間等

(1) 計画の期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(2) 計画の見直し

計画の期間中であっても、鳥獣を巡る自然条件、社会条件等に大きな変化が生じたときは、必要に応じて本計画の見直しを行うこととする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、第10次計画の終了時までには県土の約9.4%にあたる140箇所・145,543haを鳥獣保護区に指定し、鳥獣の保護繁殖及び生息環境の保全を図ってきた。

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより鳥獣の保護を図ることを目的とするものであり、地域の生物多様性の保全に資するものであることから、本計画の期間中においても積極的に鳥獣保護区の指定を行う。

なお、鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、関係者の合意形成に努めるとともに、人と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分留意するほか、次の事項に配慮する。

(ア) 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全するとともに、自然環境の変化等に適切に対応するという観点から、鳥獣保護区の存続期間は、原則として10年間とする。

(イ) 鳥獣保護区の指定及び見直しに当たっては、鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域について指定する。なお、県全体の生物多様性の保全に資するため、偏りなく配置するよう配慮する。

(ウ) 希少鳥獣等の生息地であって、その保護上必要な区域について、鳥獣保護区の指定に努

める。なお、営巣地や営巣中心域等が特定されることによって、繁殖に影響を及ぼすことが危惧される場合には、指定区域の範囲に配慮する。

- (エ) 自然公園法（昭和32年法律第161号）、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により保護されている地域のうち、鳥獣の保護上重要な地域について、できる限り鳥獣保護区に包含するよう考慮する。
- (オ) 鳥獣保護区周辺における生物多様性の確保や農林水産業等の維持に資するよう、休猟区や特定猟具使用禁止区域など狩猟を制限する区域の配置との連携・調整に努める。なお、休猟区、特定猟具使用禁止区域等について、鳥獣保護区に移行できるものは、移行するよう努める。
- (カ) 本計画の期間中に期間満了となる鳥獣保護区については、鳥獣の生息状況の変化や必要性に応じて区域及び指定区分の見直しを行いながら、期間更新について検討する。
- (キ) 鳥獣保護区内やその周辺において、当初の指定目的を果たさなくなった場合や、野生鳥獣による農林水産物や生活環境への被害が発生している場合は、指定期間内においても指定区域の縮小や指定の廃止を検討する。

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方 針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域の生物多様性の確保にも資するため、鳥獣の生息状況や生息環境を考慮して指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相の保護を図り、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、必要な地域について指定に努める。
(ウ) 集団渡来地の保護区	干潟、湿地、湖沼、岩礁等に集団で渡来する鳥獣の保護を図るため、鳥類の渡りのルート等を踏まえたうえで、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等に集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、その繁殖地のうち、採餌、休息又はねぐらとするための後背地や水面等も可能な限り含めて、必要な地域について指定に努める。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	希少鳥獣等の生息地のうち、保護上必要な地域について指定する。
(カ) 生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に設定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定に努める。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

① 総括表

指定区分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区					計(B)
			25年度	26年度	27年度	28年度		
森林鳥獣生息地	箇所 面積 ha	118 35,400	箇所 面積 ha	14 12,301	14 11,246	6 16,230	3 3,698	37 43,475
大規模生息地	箇所 面積 ha		1 16,262	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
集団渡来地	箇所 面積 ha		4 3,609	2 2,964	0 0	0 0	1 574	3 3,538
集団繁殖地	箇所 面積 ha		3 77	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
希少鳥獣生息地	箇所 面積 ha		8 6,229	1 830	1 1,747	1 225	2 1,061	5 3,863
生息地回廊	箇所 面積 ha		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
身近な鳥獣生息地	箇所 面積 ha		36 13,917	7 3,099	4 2,011	2 84	2 112	15 5,306
計	箇所 面積 ha		140 145,433	24 19,194	19 15,004	9 16,539	8 5,445	60 56,182

本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区					本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区				
25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区					計画期間中の増減*	計画終了時の鳥獣保護区**
25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)		
0	0	0	0	0	0	88
0	0	0	0	0	0	105,339
0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	16,262
0	0	0	0	0	0	4
0	0	0	0	0	0	3,609
0	0	0	0	0	0	3
0	0	0	0	0	0	77
0	0	0	0	0	0	8
0	0	0	0	0	0	6,229
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	36
0	0	0	0	0	0	13,917
0	0	0	0	0	0	140
0	0	0	0	0	0	145,433

* 箇所数は新規指定の件数から解除または期間満了の件数を差し引いた件数。面積も同様。
** 箇所数は既指定鳥獣保護区の件数に新規指定の件数を足し、解除又は期間満了を差し引いた件数。面積も同様。

注1 国指定鳥獣保護区(集団繁殖地2箇所、33ha)は含まない。

注2 森林鳥獣生息地の「指定の目標」の算定方法は、次のとおり。

①箇所数 = 岩手県の森林面積1,180,483ha ÷ 10,000ha ≒ 118箇所(森林面積10,000haごとに1箇所を選定)

②面積 = 118箇所 × 300ha(1箇所当たり最低基準) = 35,400ha

注3 「計画期間中の増減」の森林鳥獣生息地及び計欄の面積には、面積精査による増減分を含む。

② 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積(ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

(イ) 希少鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積(ha)	備 考
計	(該当なし)			
合 計				

ウ 既指定鳥獣保護区の変更計画（期間更新を含む。）

年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の存続期間	変 更 理 由	備 考	
				異動前の面積(ha)	異動面積(ha)	異動後の面積(ha)				
25	森林	繫温泉	期間更新	1,150		1,150	25.11.1~ 35.10.31			
	森林	盛岡市高森	期間更新	737		737				
	森林	雫石町鶯宿	期間更新	560		560				
	森林	紫波町新山	期間更新	236		236				
	森林	花巻市志戸平	期間更新	1,000		1,000				
	森林	花巻市田瀬ダム	期間更新	910		910				
	身近	遠野市鍋倉城	期間更新	68		68				
	森林	遠野市荒川高原	期間更新	274		274				
	森林	西和賀町和賀岳 (沢内村和賀岳)	期間更新 名称変更	1,451		1,451			市町村合併による	*
	身近	見分森	期間更新	78		78				
	森林	石淵ダム	期間更新 名称変更	1,275		1,275				
	身近	一関市川崎町石蔵山 (川崎村石蔵山)	期間更新 名称変更	21		21			市町村合併による	
	森林	大窪山五葉山	期間更新	3,378		3,378				*
	渡来	高田松原	期間更新	199		199				
	身近	釜石市尾崎白浜	期間更新	750		750				
	身近	宮古市宮古	期間更新	1,590		1,590				
	渡来	宮古市宮古湾	期間更新	2,765		2,765				
	身近	宮古市田老	期間更新	118		118				
身近	宮古市区界高原 (川井村区界高原)	期間更新	449		449					
希少	岩泉町大川	期間更新	830		830					

	森林	岩泉町黒森山	期間更新	600		600			
	森林	島の越	期間更新	7		7			
	身近	久慈市巽町	期間更新	474		474			
	森林	二戸市浄法寺町天台寺 (浄法寺町天台寺)	期間更新 名称変更	723		723		市町村合併による	
	H 2 5 計	2 4 箇所		19,643	0	19,643			
年度	指定 区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)			
26	森林	八幡平市松川 (西根町松川)	期間更新 名称変更	640		640	26. 11. 1~ 36. 10. 31		*
	森林	花巻温泉	期間更新	440		440			* 特別保護地区 17ha
	身近	湯田ダム	期間更新	827		827			*
	森林	西和賀町湯本 (湯田町湯本)	期間更新 名称変更	490		490			市町村合併による
	森林	奥州市江刺区松長根 (江刺市松長根)	期間更新 名称変更	1,085		1,085			市町村合併による
	森林	奥州市江刺区伊手 (江刺市伊手)	期間更新 名称変更	794		794			市町村合併による
	森林	一関市蘭梅山	期間更新	960		960			
	森林	一関市千厩町飛ヶ森 (千厩町飛ヶ森)	期間更新 名称変更	690		690			市町村合併による
	森林	平泉町平泉	期間更新	373		373			
	身近	陸前高田市本丸公園	期間更新	64		64			
	身近	大槌町赤浜	期間更新	480		480			市町村合併による
	森林	宮古市追切	期間更新	280		280			
	身近	宮古市田老保養基地 (田老保養基地)	期間更新 名称変更	640		640			市町村合併による
	森林	宮古市川井区界高原 (川井村区界高原)	期間更新 名称変更	449		449			市町村合併による
	森林	岩泉町櫃取	期間更新	1,045		1,045			*
	希少	岩泉町見内川	期間更新	1,747		1,747			
	森林	久慈市山形町山形 (山形村山形)	期間更新 名称変更	1,594		1,594			市町村合併による
森林	久慈市山形町小国 (山形村小国)	期間更新 名称変更	679		679		市町村合併による		
森林	軽米町軽米	期間更新	1,727		1,727		市町村合併による		
	H 2 6 計	1 9 箇所		15,004	0	15,004			

27	身近	紫波町城山	期間更新	76		76	27. 11. 1~ 37. 10. 31			
	森林	栃ヶ森	期間更新	5,900	△ 63	5,837		面積精査による	*	
	森林	栗駒	期間更新	6,383		6,383		市町村合併による	*	
	身近	一関市花泉町蒲沢堤	期間更新	8		8				
	森林	室根山	期間更新	507		507				
	希少	岩泉町小本	期間更新	225		225				
	森林	二戸市馬仙峽	期間更新	519		519				
	森林	折爪岳	期間更新	2,024		2,024				
	森林	九戸村折爪岳	期間更新	960		960				
H27計		9箇所				16,602	△ 63	16,539		
年度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の 存続期間	変 更 理 由	備 考	
				異動前の 面積 (ha)	異動面積 (ha)	異動後の 面積 (ha)				
28	身近	岩手公園	期間更新	12		12	28. 11. 1~ 38. 10. 31			
	渡来	御所ダム	期間更新	574		574				
	森林	砥森山	期間更新	1,066		1,066			*	
	希少	岩泉町浦志内	期間更新	335		335				
	森林	龍泉洞	期間更新	1,868		1,868				
	希少	岩泉町神滝沢	期間更新	726		726				
	森林	田野畑村北山	期間更新	360		360			*	
	身近	二戸市市民の森	期間更新	100		100				
H28計		8箇所				5,041	0	5,041		

注1 指定区分は、次のとおり。

森林⇒森林鳥獣生息地、大規模⇒大規模生息地、渡来⇒集団渡来地、繁殖⇒集団繁殖地、

希少⇒希少鳥獣生息地、回廊⇒生息地回廊、身近⇒身近な鳥獣生息地

注2 備考欄の「*」は、国有林を含む。

(参考) 国指定鳥獣保護区の指定状況(更新等は環境省が行う。)

区分	名 称	所在地	面 積	存 続 期 間	備 考
繁殖	三貫島鳥獣保護区	釜石市	25ha	13. 11. 1~33. 10. 31	全域が特別保護地区に指定
繁殖	日出島鳥獣保護区	宮古市	8ha	14. 11. 1~34. 10. 31	全域が特別保護地区に指定

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県では、鳥獣保護区の区域内において、特に鳥獣の生息環境の保全を必要とする場所について、水面の埋立て、工作物の新築等一定の行為が規制される特別保護地区の指定に努めてきたところであり、第10次計画終了時までには9箇所(6,147ha)を指定した。

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、今後においても特別保護地区の指定に努めるとともに、本計画の期間中に期間満了となる3箇所(ha)の特別保護地区について、引き続き指定(再指定)する。ただし、指定期間内に鳥獣の生息状況が変化する等の事情が発生した場合は、指定区域の変更や指定廃止も検討することとする。

なお、特別保護地区の指定には至らないが、鳥獣保護区のうち希少鳥獣生息地及び集団繁殖地の保護区については、その重要性に鑑み、関係者等に対して生息環境の保全について配慮を求める。

② 指定区分ごとの方針

指定区分	方針
(ア) 森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
(イ) 大規模生息地の保護区	猛禽類や大型鳥獣を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
(ウ) 集団渡来地の保護区	渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(エ) 集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
(オ) 希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
(カ) 生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

③ 特別保護指定区域

集団繁殖地の保護区、希少鳥獣生息地の保護区等の特別保護地区内において、人の立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じるおそれのある場所について指定するよう努める。

(3) 特別保護地区の指定内訳

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域	
	指定区分	鳥獣保護区 名称	指定面 積 ha	存続期間	指定面 積 ha	存続期間	指定面 積 ha	存続期間
26	森林鳥獣 生息地	花巻温泉	440	26. 11. 1～ 36. 10. 31	17	26. 11. 1～ 36. 10. 31		
	計	1箇所	440		17			
合計		1箇所	440		17			

注1 鳥獣保護区特別保護地区の新規指定は、予定していない。

注2 備考欄の「*」は、国有林を含むことを示す。

3 休猟区の指定

(1) 方針

- ① 休猟区は、可猟地域における狩猟鳥獣生息数の回復を図るためのものであり、本計画の期間中においても、鳥獣の減少傾向や繁殖適地を考慮しながら、分布に偏りがないように指定する。
- ② 計画において指定することとしている休猟区であっても、狩猟鳥獣の生息数に著しい減少が認められない場合や、野生鳥獣による農林水産物被害が発生している場合は、当該地域の利害関係者（自治体、農林漁協、地区猟友会、自然保護団体等）と協議したうえで、休猟区を指定しない場合がある。
- ③ これまでの指定効果等から、休猟区の存続期間は原則として2年間とする。
- ④ 道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

(2) 休猟区指定計画

年度	休猟区指定所在地	休 猟 区 名 称	指定面積(ha)	存続期間	備 考
25	盛岡市	盛岡市玉山区砂子沢	1,523	25.11.1～ 27.10.31	
	盛岡市	盛岡市玉山区下田	2,044		
	八幡平市	八幡平市瀬の沢	3,295		
	八幡平市	八幡平市山後	1,440		
	八幡平市	八幡平市沼利	2,258		
	北上市	北上市北本内	1,815		
	西和賀町	西和賀町高下岳	2,700		
	西和賀町	西和賀町長松	3,798		
	久慈市	久慈市夏井下	2,355		
	久慈市	久慈市荷軽部	4,190		
	一戸町	一戸町出ル町	3,072		
	九戸村	九戸村戸田西	2,473		
	H25計	12	30,963		
26	盛岡市	盛岡市玉山区川又	1,352	26.11.1～ 28.10.31	
	八幡平市	八幡平市名目市	2,301		
	八幡平市	八幡平市松川	2,920		
	岩手町	岩手町丹藤	2,226		
	岩手町	岩手町浮島	1,349		
	葛巻町	葛巻町馬場	1,267		
	葛巻町	葛巻町九蔵坂	1,545		
	葛巻町	葛巻町荒沢口	4,280		
	北上市	北上市綱取	1,762		
	西和賀町	西和賀町大野	1,590		
	西和賀町	西和賀町柳沢	2,418		
	一関市	一関市室根町高山	1,855		
	久慈市	久慈市茅森	1,873		
	普代村	普代村黒崎	2,088		
一戸町	一戸町檜山	3,306			
	H26計	15	32,132		
27	盛岡市	盛岡市玉山区大尺山	1,632	27.11.1～ 29.10.31	
	盛岡市	盛岡市玉山区馬場沢目	2,599		
	八幡平市	八幡平市天狗森	3,130		
	八幡平市	八幡平市渋川	1,152		
	八幡平市	八幡平市七時雨	2,640		
	西和賀町	西和賀町志賀来	1,616		
	西和賀町	西和賀町下前	1,530		
	久慈市	久慈市大川目	2,270		
	久慈市	久慈市戸呂町	2,680		
	一戸町	一戸町西岳	3,169		
九戸村	九戸村戸田東	2,113			
	H27計	11	24,531		

年度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	存続期間	備考
28	八幡平市	八幡平市暮坪	1,947	28.11.1～ 30.10.31	
	八幡平市	八幡平市大尺山	1,923		
	八幡平市	八幡平市高石野	2,322		
	岩手町	岩手町豊岡	2,492		
	葛巻町	葛巻町田部第2	1,170		
	葛巻町	葛巻町四日市	2,660		
	北上市	北上市横川目	2,001		
	西和賀町	西和賀町七内川	1,838		
	西和賀町	西和賀町野々宿	2,000		
	一関市	一関市田茂木	1,448		
	久慈市	久慈市霜畑	1,994		
	一戸町	一戸町女鹿	2,278		
	九戸村	九戸村伊保内	2,534		
	H28計	13	26,607		
	合計	51	114,233		

注 備考欄の「*」は、国有林を含む。

(3) 特例休猟区指定計画

特定計画の対象区域内の休猟区において、特定計画の対象鳥獣であるツキノワグマ及びニホンジカを狩猟により捕獲することが、特定計画の達成を図るため特に必要と認められるときは、農林業被害等の状況、関係機関等の意見などを踏まえ、特定計画の対象区域内の休猟区の全部又は一部について、当該特定鳥獣を狩猟による捕獲をすることができる区域（以下「特例休猟区」という。）への指定に努め、特定計画の効果的・効率的な目標達成を図る。

なお、特例休猟区の指定に当たっては、鳥獣の生息状況を把握し、対象となる鳥獣以外の鳥獣の生息に影響を与えないようにする。また、特定計画の実施期間中においても生息状況を調査し、鳥獣の生息状況に影響が見られる場合には、必要に応じて特例休猟区の指定を見直す。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ① 鳥獣保護区の指定又は区域拡大を予定する区域等について、鳥獣の生息状況、生息環境、開発の動向等について調査を行い、指定等の検討資料とする。
- ② 鳥獣保護区の指定目的を達成するため、それぞれの鳥獣保護区の自然環境等に配慮しながら管理施設、利用施設等の整備・充実を図る。
- ③ 鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう、必要な標識を設置するとともに、管理施設の充実に努める。
- ④ 人と鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、ネイチャーセンターの観察路、観察舎等及び鳥獣保護区の給餌・給水施設等の利用施設について、必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。
- ⑤ 鳥獣保護員が定期的に鳥獣保護区を巡視するとともに、必要に応じて指定前後の状況等を調査するなど、鳥獣保護区の保護管理の充実に努める。

(2) 指定・区域拡大のための調査計画

対象区域等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備 考
※ 現時点では予定箇所はないが、必要に応じて調査を行うこととする。	H25～H28	文献調査 ラインセンサス法 聞き取り調査	

(3) 整備計画

① 管理施設の整備

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度
鳥獣保護区の標識の設置 (県内一円)	23箇所 280枚	19箇所 200枚	9箇所 120枚	8箇所 80枚
管理施設（ネイチャーセンター）の 整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。			

② 利用施設の整備

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度
観察路、観察舎等（ネイチャーセンター） の整備（滝沢鳥獣保護区）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。			
その他の施設（鳥獣保護区の給餌・ 給水施設等）の整備（県内一円）	必要に応じて整備（維持補修等を含む。）に努める。			

(4) 巡視、管理のための調査計画

区 分		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
巡視（県内一円） （鳥獣保護員）	箇所数	1 4 0	1 4 0	1 4 0	1 4 0
	人 員	7 5	7 5	7 5	7 5
調 査		必要に応じて管理のための調査を実施する。			

(5) 保全事業の推進に関する方針

鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認める場合には、鳥獣保護法第 28 条の 2 に定める保全事業の実施により生息環境の改善に努める。

保全事業を行うに当たっては、県は、関係者の意見を聞き、当該鳥獣保護区の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

県又は市町村は、保全事業を実施するときは、この指針に適合した保全事業の実施計画を作成するとともに、土地の所有者等の合意形成、関係機関等との調整を図る。

なお、保全事業の実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

本県における主要な狩猟鳥の一つであるキジは、その捕獲数が減少の傾向を示し、生息数も減少しているものと考えられることから、その人工増殖に努める。

増殖の実施は、現在民間養殖業者を中心に安定して行われていることから、今後においても民間養殖業者を中心に行うこととする。

なお、希少鳥獣等の人工増殖については、現在、県では実施していないが、種の保存のため、今後、取り組むことも想定されることから、鳥獣保護センターにおいて必要な情報の蓄積に努める。県以外の機関で行われている希少鳥獣等の人工増殖（放鳥獣を含む。）については、必要な支援に努める。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩 猟 鳥 獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
25 年度 ～ 28 年度	—	—	キジ	養殖業者から技術指導等の要請があった場合、現地指導等により対応する。	民間養殖業者による人工増殖計画 キジ 700 羽／年

2 放鳥獣

(1) 放鳥

① 方針

県では、昭和 40 年度からキジの放鳥を開始し、平成 2 年度からは放鳥効果が高いと言われる春にも放鳥しており、平成 16 年度までは毎年 1,000～2,000 羽放鳥していたが、平成 17 年度からは 800～900 羽、平成 21 年度からは 300～500 羽程度放鳥している（そのほかに、平成 23 年度は猟友会、市町村等で約 365 羽放鳥した）。

本計画の期間中においても、キジの保護と狩猟資源の確保を図るため、県では、生息適地である休猟区を中心に野生化訓練を経た健全なキジを年間約 300 羽放鳥する。また、市町村等においても合わせて年間約 300 羽程度の放鳥を実施するよう要請する。

なお、放鳥する個体は、病原体の伝播等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものとする。特に高病原性鳥インフルエンザが発生しているときは、放鳥事業用のキジ養殖業者に対して、衛生管理の徹底や個体の健康状況の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

② 放鳥計画

種類名	放鳥の地域	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
キジ	休猟区等	10 箇所	10 箇所	10 箇所	10 箇所
		300 羽	300 羽	300 羽	300 羽

③ 放鳥効果測定調査

県が放鳥するキジ（オス）に標識（足環）を装着し、回収した標識から放鳥年月日、放鳥場所等を確認することにより、その定着状況等を明らかにし、放鳥効果を把握する。

なお、回収率を上げるために、狩猟者に対する事故防止研修会等において周知を図る。

対象種類	調査年度	放鳥数	標識		調査方法
			標識の種類	装着数	
キジ	25～28	1,200 羽 (300 羽/年)	足環	最大 600 羽 (150 羽/年)	捕獲者からの足環の回収による調査

(2) 放獣

獣類については、放獣すると生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、絶滅のおそれのある獣類の保護や地域個体群の維持等のために必要な場合を除き、放獣を行わないよう指導する。

(3) 外来鳥獣等の取扱い

外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系を攪乱し生物多様性を損なうおそれがあることから、放鳥獣を行わないよう指導を徹底する。

特に、外来生物法の特定外来生物に指定された鳥獣は、同法により野外に放つことが禁止されていることを周知徹底する。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

国のレッドリストにおいて絶滅危惧種ⅠA、ⅠB類又はⅡ類あるいは県のレッドリストにおいて同等の取扱がなされている鳥獣とし、レッドリスト又はレッドデータブックの見直しに合わせて対象種を見直すこととする。これらの種においては、適切な情報管理の下、生息状況や生息環境の把握に努めるとともに、必要な保護対策の充実を図る。

(2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣のうち、キジ、ヤマドリについては、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるため、捕獲等の禁止（全部又は一部の期間）の措置を講じており、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら適切な措置を講じる。

また、その他の狩猟鳥獣については、生息状況、捕獲状況等の把握に努めながら、必要に応じて保護管理のための措置を講じる。

(3) 外来鳥獣等

本来本県に生息地を有しておらず、人為的な導入もしくは生息域の拡大により侵入してきた鳥獣とし、外来鳥獣等の新たな生息情報や被害情報等があった場合は、鳥獣保護法及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）に基づき適切な管理に努める。

(4) 一般鳥獣

上記(1)～(3)以外の鳥獣とし、地域個体群の増減の動向、被害の発生状況などを踏まえ、必要な保護管理対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

次のような場合には、法第9条に規定される鳥獣の捕獲等（捕獲又は殺傷をいう。以下「捕獲等」という。）又は鳥類の卵の採取等（採取又は損傷をいう。以下「採取等」という。）を許可しないこととする。

- ① 捕獲等又は採取等の後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲等又は採取等の目的が異なると判断される場合
- ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等による被害が生じている地域又は今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合
- ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがある場合

- ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内、墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合
- ⑥ 愛がんのための飼養を目的としている場合
- ⑦ 鳥獣保護法第 36 条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）第 45 条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、鳥獣保護法第 37 条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

捕獲等又は採取等について許可する場合、その目的別の基本的考え方は次のとおりとする。

捕獲等又は採取等の目的		許可する場合の基本的考え方
ア 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下この章において「被害」という。）の防止の目的		鳥獣による被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合であって、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに、その防止及び軽減を図るために行われる場合に許可する。ただし、外来鳥獣等については根絶又は抑制するものであるため、被害の有無にかかわらず許可するものとする。
イ 学術研究（環境省足環を装着する標識調査を含む。）の目的		当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下で行われる場合に許可する。
ウ 特定計画に基づく数の調整の目的		人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われる場合に許可する。
エ そ の 他 特 別 な 事 由 の 目 的	鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	鳥獣行政担当職員により職務上の必要があって行われる場合に許可する。
	傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）の保護の目的	鳥獣行政担当職員や鳥獣保護員等により傷病鳥獣を保護するために行われる場合に許可する。
	博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために行われる場合に許可する。
	養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者により遺伝的劣化を防止するために行われる場合に許可する。
	伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いるために行われる場合に許可する。
	前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	環境教育のための利用、環境影響評価のための個体調査、被害防除対策事業等のための追跡調査など、公益に資すると認められる目的のために行われる場合に許可する。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲等については、次の基準を満たす場合に許可することとする。ただし、ア（ア）のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期及びツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、これによらないことができる。また、鳥類のうちカラス類の捕獲についてはわなを使用した捕獲を許可することとする。

使用目的	基準
ア 獣類の捕獲等の目的 (ウの場合を除く。)	(ア) くくりわなを使用する方法の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 (イ) とらばさみを使用する方法の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
イ イノシシ及びニホンジカの捕獲等の目的	くくりわなを使用する方法の場合は、ア（ア）の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
ウ ツキノワグマの捕獲等の目的	はこわなに限ること。
エ 外来鳥獣等（イノシシ及びイノブタを除く。）の捕獲等の目的	わな猟免許を有しない者が、自己責任の下ではこわなを使用する方法の場合は、縦・横・高さの合計が160センチメートル以下であること。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への移譲

県内各地に生息しており、それぞれの市町村において捕獲等の許可がなされても、これにより種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、捕獲等の許可事務の迅速な対応と住民サービスの向上が図られることから、2(3)イ（カ）「鳥獣の種類別許可基準」に掲げるとおり捕獲等の許可権限を引き続き市町村に移譲し、本計画の期間中においても対象種の拡大等について検討する。

市町村長に有害捕獲許可権限が移譲されている鳥獣の捕獲許可については法令、県条例及び規則、当事業計画及び特定鳥獣保護管理計画に沿って適切に事務を遂行することとする。

また、許可事務の執行状況について報告が行われるよう助言する。

(6) 捕獲実施にあたっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

(7) 捕獲物等の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導する。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせる。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努める。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、数量、捕獲努力量等についての報告を求める（必要に応じ写真又はサンプルを添付させる。）。

特に、傷病鳥獣を保護したときは、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、

捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保に努めることも検討するものとする。

3 鳥獣による被害の防止を目的とする場合の許可基準等

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。ただし、外来鳥獣等については根絶又は抑制するものであるため、被害の有無にかかわらず許可するものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策等が総合的に推進されるよう努める。また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

(2) 予察捕獲の基本的考え方

鳥獣による農林作物等の被害のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲(以下「予察捕獲」という。)は、常時捕獲を行ってその生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

予察捕獲を実施する場合は、被害発生のおそれのある地域ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等を予察した鳥獣の種類別、地域別の被害発生予察表を作成する。ただし、外来鳥獣及び特定鳥獣保護管理計画に基づいて管理している鳥獣を除く。

予察捕獲については、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。なお、予察捕獲の対象とする鳥獣による被害の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど適切に対応する。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、農林水産担当部局や市町村等の関係機関との連携の下、鳥獣の生息状況や生活環境、農林業等の被害状況の把握に努め、効果的な被害防除対策を講じるとともに、有害鳥獣捕獲や狩猟を含む個体数管理など総合的な対策を推進する。

なお、被害の未然防止を図るため、まだ被害を受けていない地域住民等に対して加害鳥獣の生態や習性等に関する普及啓発にも努める。

② 特定鳥獣の被害防除対策

鳥獣のうち、特に被害が顕著であり、かつ地域個体群の長期にわたる安定的な維持が必要であるとして特定計画の対象鳥獣(以下「特定鳥獣」という。)としているツキノワグマ、ニホンジカ及びカモシカについては、次のような基本的考え方の下、特定計画に基づき総合的な対策を推進する。

対象鳥獣名	年 度	基本的考え方
ツキノワグマ	平成 25～28 年度	特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害と個体群維持のバランスを図りながら適切に対策を実施する。
ニホンジカ	平成 25～28 年度	
カモシカ	平成 25～28 年度	

③ 地域レベルの防除対策の充実

被害が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、追い払い等の体制の整備、被害実態等の的確な把握、防護柵・電気柵等の防除技術の普及、効果的な取組み事例の住民への情報提供等により、効果的な被害防除が図られるよう関係市町村に要請する。

(4) 有害鳥獣捕獲の許可基準の設定

① 方針

有害鳥獣捕獲の許可は、被害の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うこととする。

狩猟鳥獣、アオサギ、ダイサギ、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガ、ニホンザル以外の鳥獣については、被害が生じることは稀であるため、上記以外の鳥獣についての有害鳥獣捕獲の許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、有害鳥獣捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱う。

なお、希少鳥獣等保護の必要性が高い種又は地域個体群については、更に慎重に取り扱う。

また、外来鳥獣等による被害の防止を図る場合は、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、有害鳥獣捕獲又は外来生物法により適切に対処する。

② 許可基準

(ア) 許可申請者等

イ 有害鳥獣捕獲の許可申請者は、原則として、被害を受けた者若しくは被害を受けた者から依頼された者（以下「被害者等」という。）又は国、地方公共団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の法人（以下「法人」という。）とする。ただし、外来鳥獣等については、被害を受けていない者等であっても申請できるものとする。

ロ 有害鳥獣捕獲の捕獲実施者（①の許可申請者をいう。ただし、法人にあっては、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）をいう。以下同じ。）は、銃器（装薬銃）を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合は第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者（当該狩猟免許の効力が停止中の者を除く。）とする。ただし、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げる場合は、狩猟免許を有しない者でも捕獲等ができるものとする。

i 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅等の敷地内において銃器を使用しないでハクビシン・アライグマ等の小型の外来鳥獣（イノシシ、イノブタを除く）の捕獲等を行う場合（被害者等が人への安全面の配慮及び錯誤捕獲に注意をすることを

条件とすること。)

- ii 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合
- iii 送電鉄塔等の設置管理者（設置管理者等から依頼された者を含む。）が、送電線等におけるカラス類の巣材による電気事故等の防止のため、その巣の撤去に伴う当該巣にある卵、雛を手捕りにより捕獲等又は採取等する場合
- iv 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合
- v 許可申請者が法人で、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができる。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努める。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

ハ 捕獲実施者は、必要最小限の数とするとともに、その中に被害発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこととする。

ニ 捕獲実施者は、適切に有害鳥獣捕獲を行うために下記のいずれかに該当する者とする。ただし、農林業者がその事業地内において、はこわなによりハクビシンおよびアライグマを捕獲する場合、及び第四2(3)イ(ア)②ただし書きに掲げる、狩猟免許を有しない者が捕獲する場合を除く。

- i 鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）に任命された者、若しくは地区猟友会長等の推薦を受けた者。
- ii 銃を使用しない捕獲（ツキノワグマの捕獲を除く。）を実施する場合において、過去1 猟期でも捕獲方法に該当する狩猟者登録を受けており、かつ、捕獲しようとする期間中を対象とする、狩猟事故共済に加入する等、狩猟者登録を行う場合と同等の損害賠償責任能力を備えている者。
- iii 銃を使用しない捕獲（ツキノワグマの捕獲を除く。）を実施する場合において、当該狩猟免許を所持している国及び地方公共団体の職員であって、職務により捕獲に従事しようとする者。

(イ) 鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数

イ 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣の種類は、現に被害を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

ロ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）とする。

ハ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として、次のいずれかに該当する場合のみ行うこととする。

- i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- ii 建築物等の汚染や巣材による送電鉄塔等の電気事故等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- iii 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数(羽、頭、個)であるものとする。ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

(ウ) 期間

- イ 有害鳥獣捕獲を実施する期間は、原則として被害が生じている時期（予察捕獲の場合を除く。）のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。
- ロ 有害鳥獣捕獲の対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は、できる限り避けることとする。
- ハ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲は、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応する。

(エ) 区域

- イ 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。ただし、外来鳥獣等を捕獲しようとする場合は、この限りでない。
- ロ 被害が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど、効果的に実施されるよう市町村等に要請する。
- ハ 鳥獣保護区等で実施する場合は、他の鳥獣の繁殖等に支障が生じないよう慎重に取り扱う。集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、特に鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、更に慎重に取り扱う。

(オ) 方法

- イ 有害鳥獣捕獲を実施する方法は、従来捕獲実績を考慮した最も効果のある方法(銃器、網又はわな)によることとする。
- ロ 空気銃を使用した捕獲等は、中・小型鳥類に限ることとする。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合（止めさし）はこの限りではない。
- ハ 鳥獣保護法第 15 条第 1 項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこととする。
- ニ ハの禁止区域以外においても、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めることとする。
- ホ 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう注意することとする。

(カ) 鳥獣の種類別許可基準

(ア) から (オ) までに掲げるもの (以下この項において「共通許可基準」という。) のほか、許可権者及び鳥獣の種類別の許可基準を次のとおりとする。

許可権者	鳥獣の種類	許可基準					備考
		許可申請者	捕獲等又は採取等の数	時期	期間	方法	
市町村	コイサギ、カルカモ、キジバト、ヒヨドリ、ニュナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシホリガラス、ハシバトガラス、ニホンジカ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、アナグマ、カラハバト(トバト)、カワウ	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり。ただし、別表1に掲げるものを除く。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	鳥類の卵の採取等を除く。
	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	不測の事態により人身に対する危害が発生した場合又は危害が発生するおそれがあり、かつ、緊急を要する場合	原則として当日限りとする。ただし、必要に応じて1日単位で更新できる。(許可日を含め5日を限度とする)	銃器	
	ハクビシン	共通許可基準のとおり	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
県	ツキノワグマ	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	30日を限度とする	銃器又はわな	予察捕獲は認めない。原則として追い払いの方法により対応するものとする。
	外来鳥獣等(イノシシ、アライグマ等)	共通許可基準のとおり	制限は設けない	制限は設けない	制限は設けない	銃器又はわな	
	その他の鳥獣(環境大臣権限以外の鳥獣)	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	共通許可基準のとおり	

注 特定計画の対象地域において、特定鳥獣の有害鳥獣捕獲をした場合であっても、原則として、特定計画に基づく数の調整を目的とする捕獲等として取り扱われるものである。

(別表 1) 捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数の制限

鳥 獣 名	捕獲実施者 1 人当たりの捕獲等の数
スズメ、カラス類	200 羽以内
ヒヨドリ、カルガモ、キジバト、ノウサギ	50 羽以内

③ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、1 (6)の留意事項によるほか、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。また、必要に応じて、許可権者又は法人の担当職員等が有害捕獲の実施に立ち会い、当該捕獲が適正に実施されるよう対処する。

なお、法人においては、指導監督の適正を期するため、従事者に対してそれぞれが行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備することとする。

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導する。

② 捕獲隊の編成

鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう指導するとともに、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊と連携を図るよう要請する。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立することから、従来の取組に加え、市町村又は農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組を推進する。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、捕獲実施者の養成・確保に努めるよう関係市町村に要請する。

③ 関係者間の連携強化

被害の防除対策の関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、農林水産担当部局、文化財担当部局や森林管理局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において市町村、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町村に要請する。

4 鳥獣による被害の防止以外を目的とする場合

鳥獣による被害の防止以外を目的とした捕獲等については、原則として次の目的及び許可基準に従い許可するものとする。

捕獲の目的	許可権者	許可基準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・捕獲等又は採取等の数	期間	区域		方法
学術研究(次項の標識調査を除く)の目的	県	理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者。	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。	1年以内。	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。 (イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。	次の各号のいずれにも該当するものであること。 (ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。 (イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。 (ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。 (エ) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。
学術研究(環境省足環を装着する場合)の目的	県	国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。	1年以内。	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。	

特定計画に基づく数の調整の目的	県	原則として地方公共団体。ただし、状況に応じて被害者等又は地方公共団体以外の法人も可能とする。	特定計画に定める種で、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間 （捕獲対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。）	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・空気銃による捕獲等は、中・小型鳥類に限る。 ・鳥獣保護法第15条第1項に基づき鉛製散弾を使用する猟法を禁止している指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製散弾は使用しないこと。 ・上記の禁止区域以外においても猛禽類の鉛中毒を防止するために、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲実施者は、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合には第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許を所持する者）、又は銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。 ・捕獲実施者は、必要最小限の数とし、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含むこと。 ・狩猟期間中及びその前後においては、狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	県	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	県	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	県	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	県	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)	6ヶ月以内	施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	県	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	30日以内	原則として、施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域を除く。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。	原則として、鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣すること(致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)

注1 許可対象者は、法人が許可申請者の場合は、従事者を指す。

注2 上記に掲げるもの以外の捕獲等又は採取等の許可基準は、個々の事例ごとに判断する。

学術研究の目的で捕獲した鳥獣の措置は、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

(ア) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

5 鳥類の飼養登録

(1) 方針

野生の鳥類は、本来自然のまま保護・観察すべきものであり、愛がん飼養はその乱獲を助長するおそれもあることから、本県では、愛がんのための飼養を目的とした鳥獣の捕獲は、いかなる鳥獣についても原則として許可しないこととしている。なお、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されている。

しかしながら、県内においても愛がんを目的とした野鳥の違法な捕獲や、不正な飼養が依然と

して見受けられる。啓発指導の実施、監視体制の強化等を図り、適正な保護管理に努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ① 広報媒体等を利用して、県民に対し自然保護思想の普及を図る。
- ② 現在飼養登録されている個体については、次によりその適正な管理を図る。
 - ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し、確認した上で行う。

特に、平成元年度の装着許可証（現 装着登録票）の導入以前から更新されているなどの長期更新個体の場合は、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認するなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で行う。
 - イ 装着登録票の毀損等による再交付は、原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。
- ③ 他の都道府県において愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認し、不正な飼養が行われないようにする。
- ④ 違法飼養の防止を図るため、警察当局と連携を図りながら、担当職員、鳥獣保護員等による定期的な巡回指導を行う。

6 販売禁止鳥獣等

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等とされているヤマドリ及びその卵の販売許可に当たっては、次のア、イのいずれにも該当する場合に許可することとする。

- ① 販売の目的が鳥獣保護法第24条第1項及び施行規則第23条に規定する目的に適合すること。
- ② 捕獲したヤマドリが食料品として販売されることによって、違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれがないこと。

(2) 許可の条件

販売許可に当たっての条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等について付すこととする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具（銃器・わな）の使用に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、特定猟具の使用を禁止する区域である。

これまで、狩猟者と住民の接する機会が多く予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域等について、銃器の使用を禁止する特定猟具使用禁止区域（旧銃猟禁止区域）として指定に努めた結果、第10次計画終了時までには195箇所（83,426ha）と計画を上回って指定され、銃猟による危険防止及び指定区域の静穏の保持に重要な機能を果たしている。

このことから、本計画の期間中においては、次の事項に留意し、特定猟具使用禁止区域の指定を進める。

- ① 銃器・わなの使用に伴う危険の予防及び静穏の保持とともに、自然条件・社会条件の変化等に適切に対応するという観点から、特定猟具使用禁止区域の存続期間は、原則として10年間とする。
- ② 学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、都市計画法上の都市施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所その他銃猟による事故発生のおそれのある区域等（銃猟に伴う危険を予防するための区域）について、特定猟具使用禁止区域に指定する。
- ③ 特定猟具使用禁止区域が複数隣接しているときは、統合を進めて区域の明瞭化を図る。
- ④ わな猟に伴う危険を予防するための区域については、わな猟による事故発生のおそれが高まるなど本計画の期間中に必要が生じた場合は、特定猟具使用禁止区域に指定するよう努める。
- ⑤ 本計画に記載されていない区域であっても、安全の確保や静穏の維持に必要と認められる場合は、特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画										
		既指定特定 猟具使用禁 止区域 (A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						
				25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)		
銃猟に伴う危険を 予防するための区 域	箇所	195	箇所	20	13	16	12	61		
	面積 ha	83,426	変動面積	0	0	0	0	0		
わな猟に伴う危険 を予防するための 区	箇所	0	箇所	0	0	0	0	0		
	面積 ha	0	変動面積	0	0	0	0	0		
本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域縮小する特定猟具使用禁止区域					
25年度	26年度	27年度	28年度	計 (C)	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期間中 の増減*		計画終了時の特定猟 具使用禁止区域**			
25年度	26年度	27年度	28年度	計 (E)						
0	0	0	0	0	0		195			* 箇所数は新規指定の件数から 解除または期間満了の件数を 差し引いた件数。面積も同様。
0	0	0	0	0	0	0	83,426			** 箇所数は既指定鳥獣保護区の 件数に新規指定の件数を足し、 解除又は期間満了を差し引いた件数。 面積も同様。
0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0			

注1 「指定」には、新規指定、再指定、存続期間変更（延長）を含む。

注2 期間満了後、再指定するもの及び存続期間変更（更新）は、「指定」と「期間満了」の両方に記載している。

注3 「区域拡大」、「区域縮小」は、存続期間中に行うもの（面積は増減分）のみ記載しており、再指定の際に区域拡大又は区域縮小するものは含まない。）

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳（廃止、期間満了等を含む。）

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
25	盛岡市	盛岡市玉山区洪民・好摩	640	25. 11. 1～ 35. 10. 31	再指定
	紫波町	紫波町上平沢	127		再指定
	矢巾町	矢巾町岩崎川	72		再指定
	花巻市	花巻市鉛温泉スキー場	56		再指定
	花巻市	花巻市胡四王山	175		再指定
	花巻市	花巻市大迫	660		再指定
	花巻市	花巻市内川目	59		再指定
	北上市	北上市上鬼柳	15		再指定
	奥州市	奥州市水沢羽田	231		再指定
	奥州市	奥州市前沢区白鳥下	130		再指定
	奥州市	奥州市衣川区日向	280		再指定
	金ヶ崎町	金ヶ崎町東部地区	2, 596		再指定
	大船渡市	大船渡市上石橋	124		再指定
	大船渡市	大船渡市末崎地区	500		再指定
	大船渡市	大船渡市下山	50		再指定
	宮古市	宮古市撰待川河口	490		再指定
	田野畑村	田野畑村沼袋	90		再指定
	久慈市	久慈市	1, 963		再指定
	普代村	普代村普代浜地区	60		再指定
	H25計	19	8, 318		
26	八幡平市	八幡平市岩手勤労者憩の村	288	26. 11. 1～ 36. 10. 31	再指定
	北上市	北上市大谷地	11		再指定
	遠野市	遠野市室ノ木	56		再指定
	奥州市	奥州市前沢大曲	78		再指定
	奥州市	奥州市衣川河内	25		再指定
	一関市	一関市花泉町花泉	257		再指定
	大船渡市	大船渡市猪川立根	256		再指定
	大船渡市	大船渡市盛	111		再指定
	山田町	山田町十二神山	55		再指定
	洋野町	洋野町大野山谷	839		再指定
	軽米町	軽米町軽米	252		再指定
	九戸村	九戸村屋形場	185		再指定
	九戸村	九戸村山根	90		再指定
	H26計	13	2, 503		

銃猟に伴う危険を予防するための区域					
年度	特定猟具使用禁止区域の所在地	特定猟具使用禁止区域名称 ※いずれも銃器の使用を禁止。	指定面積ha	存続期間	備 考
27	岩手町	岩手町川口	140	27. 11. 1～ 37. 10. 31	再指定
	北上市	北上市黒岩	38		再指定
	遠野市	遠野市上郷	614		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区愛宕	35		再指定
	奥州市	奥州市胆沢区高橋	38		再指定
	奥州市	奥州市衣川区中山	130		再指定
	奥州市	奥州市衣川区古戸	149		再指定
	奥州市	奥州市江刺区稲瀬	202		再指定
	一関市	一関市大東町館山	114		再指定
	大船渡市	大船渡市立根地区	16		再指定
	大船渡市	大船渡市大気環境観測所	24		再指定
	田野畑村	田野畑村田代	280		再指定
	洋野町	洋野町大野蒲の口	421		再指定
	二戸市	二戸市天狗	337		再指定
	二戸市	二戸市仁佐平	16		再指定
		H27計	15		2, 554
28	盛岡市	盛岡市玉山区日戸	9	28. 11. 1～ 38. 10. 31	再指定
	滝沢村	滝沢村加賀内	33		再指定
	北上市	北上市煤孫	185		再指定
	遠野市	遠野市綾織	15		再指定
	遠野市	遠野市鱒沢	15		再指定
	奥州市	奥州市江刺区玉里下川辺	20		再指定
	奥州市	奥州市江刺区玉里中野	17		再指定
	奥州市	奥州市江刺区苗代沢	180		再指定
	一関市	一関市千厩・大東	49		再指定
	大船渡市	大船渡市通岡	16		再指定
	宮古市	宮古市タイマグラ	152		再指定
	山田町	山田町荒神	120		再指定
	岩泉町	岩泉町沢中	60		再指定
	岩泉町	岩泉町乙茂	358		再指定
	二戸市	二戸市村松陣場	467		再指定
	一戸町	一戸町奥中山スキー場	1, 205		再指定
	H28計	16	2, 901		
	合 計	63	16, 276		

注 箇所数及び面積の計は、新規指定、再指定及び存続期間変更（延長）の分である。

2 特定猟具使用制限区域の指定

特定猟具使用制限区域は、休猟区解除直後の区域で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じて、特定猟具（銃器・わな）の使用を制限する区域として指定するものであり、本計画の期間中に必要が生じた場合は、指定するよう努める。

3 猟区の設定

(1) 方針

猟区は、狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ、安全な狩猟の実施を図るために設定されるものである。本県では大迫猟区、岩泉町猿沢猟区の2か所（猟区面積合計 21,487ha）が設定されている。

（平成 24 年 11 月 1 日現在。）計画期間内において新規設定もしくは存続する猟区については、その管理運営が適正となるよう指導する。

また、狩猟者の確保の社会的要請などを踏まえ、猟区管理者や狩猟団体等と連携し、猟区を活用した狩猟初心者の育成等に努める。

(2) 設定のための指導

本計画の期間中に県内において新たな猟区設定の計画等があったときは、適正な指導に努める。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① 指定の考え方

本県では、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じるおそれが高い、ガン・カモ類が多く飛来する区域3箇所（花巻・北上、胆沢・前沢、一関（合計 1,827ha））について、平成 12 年度に鳥獣保護法第 12 条第 2 項の規定により鉛散弾規制地域に指定していたが、平成 17 年度からこれらの3箇所を同法第 15 条に基づく指定猟法禁止区域に指定し、鉛製散弾を使用する猟法を禁止している。

② 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、許可しないこととする。

③ 条件の考え方

指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて条件を付すこととする。

(2) 指定猟法禁止区域指定計画

本計画の期間中においても、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域が生じたときは、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関等と調整を行うなど、必要に応じて鉛製散弾の使用を禁止する指定猟法禁止区域の指定を進める。

また、鉛製散弾を使用する猟法以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成

(1) 計画の目的

特定計画は、地域的に絶滅が危惧されている鳥獣又は個体数の増加や生息域の拡大等により人との軋轢を生じている鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の総合的な保護管理対策を講じることによって、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な維持と人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的としている。

(2) 計画の作成方針

本県においては、次の特定鳥獣について特定計画を作成し、それぞれの地域個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性等に応じた保護管理の目標を設定する。

なお、これ以外の鳥獣で人との軋轢が顕著となり、本計画の期間中に総合的な保護管理対策を講じる必要が生じた場合は、当該鳥獣についての特定計画の作成を検討する。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と人身被害及び農林業被害の抑制。	ツキノワグマ	平成 25～28 年度	全県
平成 25 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制、及び新たな生息域の拡大の抑制。	ニホンジカ	平成 25～28 年度	全県
平成 24 年度	地域個体群の安定的な維持と農林業被害の抑制。	カモシカ	平成 25～28 年度	全県

(3) 計画の作成・見直し

特定計画の作成は、鳥獣保護法第 7 条に基づくほか必要な検討・評価を行い、適切な情報公開の下に合意形成を図りつつ、科学的知見に基づいた適正な目標及び保護管理事業の設定を行う。

また、特定計画が終期を迎えたとき等においては、モニタリングの結果等により地域個体群の動向を把握し、設定された目標の達成度や保護管理事業の効果・妥当性についての評価を行い、その結果を踏まえ特定計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて見直しを行う。

(4) 保護管理事業

特定計画の目標を達成するため、個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の保護管理事業を実施する。実施に当たっては、県及び市町村等の関係主体が連携し、地域個体群の生息状況、農林業の被害状況、関係者の意見等も踏まえ総合的・体系的に実施する。

なお、鳥獣による被害対策は捕獲のみによる対応では不十分であることから、適切な目標設定の下で生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努めるなど、関係機関と連携して効果的な保護管理事業に取り組む。

なお、カモシカについては市町村において実施計画を作成するとともに、ツキノワグマについては必要に応じて地区保護管理協議会において地区ごとの実施計画を作成する。

第七 鳥獣の生息状況等の調査及び保護管理対策等に関する事項

1 基本方針

鳥獣の生息実態や被害状況等を把握するため、環境保健研究センターを中心として、鳥獣保護センターその他の関係機関、研究者等との連携を図りながら、科学的知見に基づいた調査を実施し、これらの調査結果等に基づき必要な保護管理対策を講じる。

また、鳥獣捕獲データの蓄積、生息状況調査等のために、野生鳥獣情報システム（WIS）や地理情報システム（GIS）などを活用する。

なお、鳥獣の生息状況等を的確に把握するため、鳥獣の体毛や糞等からの DNA 解析を活用した、より精度の高い生息数推定方法の開発等を進める。

2 希少鳥獣等及び一般鳥獣

(1) 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下に掲げる調査を実施し、これらの調査結果等に基づき、「いわての森林づくり県民税」の「県民参加の森林づくり促進事業」などにより、必要な保護管理対策を講じる。

なお、調査の実施等に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果等の既存の情報を活用するなど、情報収集の充実を図る。

(2) 鳥獣生息分布

現地調査、アンケート調査、狩猟捕獲報告、既存資料の活用などにより、県内に生息する鳥獣の種類、分布等を調査する。

保護対策が重視される種（イヌワシなど希少猛禽類等）や、近年被害が拡大傾向にある種（カモシカ、ニホンザル等）については、最新の調査に基づいた生息分布図を作成する。

特にニホンザル・イノシシについては、本計画の期間内において、県内全域を対象とし年間を通じて生息状況の把握、被害防止のための追い払いや、これらを含めた野生鳥獣を寄せ付けない集落の環境整備の指導普及などの対策を行う。

(3) 希少鳥獣等

過去（第6次～第8次鳥獣保護事業計画の期間内）において実施した野生鳥獣保護対策事業での生息実態調査の結果等を踏まえ、希少鳥獣等のうち早急に保護対策を講じる必要のある次に掲げる種については、必要な調査等を実施し、生息環境の変化、生息数の動向等の把握に努め、これらの調査結果等に基づき、鳥獣保護区等の指定や列状間伐による生息環境の整備など必要な保護対策を講じていく。

なお、調査や保護対策等の実施に当たっては、適切な情報管理の下、学識経験者等の意見を徴するなどして、計画的な実施に努める。

また、その他の希少鳥獣等についても、生息状況等の把握に努め、必要に応じて保護対策を講じるとともに、それらの調査結果をいわてレッドデータブックの見直しに役立てる。

調査対象鳥獣	年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
イヌワシ	25 ～ 28	・繁殖状況のモニタリング ・行動圏内における利用形態の調査 ・その他保護対策を講じるために必要な調査	県内全域	通 年

(参考) 野生鳥獣保護調査の実績

第1期調査(昭和62～平成元年度) ツキノワグマ生息実態調査

第2期調査(平成2～4年度) 特殊鳥類生息実態調査

第3期調査(平成5～6年度) 小型ワシタカ類生息実態調査

第4期調査(平成7～8年度) フクロウ科生息実態調査

第5期調査(平成8～10年度) イヌワシ生息状況調査

第6期調査(平成10～12年度) ツキノワグマ保護管理対策調査

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類

① 調査の概要

県内のガン・カモ・ハクチョウ等の渡来地において、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数、生態等の一斉調査を行うほか、主要な湖沼、河川等については、必要に応じて環境調査を実施し、その保護対策を検討する。また、調査員の判別能力の向上に努めるとともに、野鳥保護団体やボランティア等の協力を得ながら、調査精度の向上に努める。

② 調査計画

対象地域名	調査年度	調査方法	備考
渡来地全域	25～28	県内全域において、1月に種毎に個体数を調査する。	個体数調査
県内数箇所	25～28	対象地域周辺の開発状況、水面の利用状況、水質、餌の状況等について必要に応じて調査する。	保護対策調査

3 狩猟鳥獣

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟鳥獣の生息状況及び増減傾向、狩猟の実態等を調査し、これらの調査結果に基づき適切な狩猟対策を講じていく。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

① 調査の概要

狩猟鳥獣(特定鳥獣を除く。)について、狩猟者及び有害鳥獣捕獲の捕獲実施者(以下「狩猟者等」という。)からの捕獲報告及び個体の回収などにより生息分布、生息状況を把握し、捕獲数の減少が著しい種については、重点的に調査を行う。

② 調査計画

対象鳥獣	調査年度	調査内容	調査方法	備考
キジ・ヤマドリ	25～28	出合い数、出合い場所など	狩猟者への聞き取り調査	初猟日
その他の狩猟鳥獣	25～28	捕獲日、捕獲場所、捕獲数など	狩猟者等からの捕獲報告	通 年

(3) 狩猟実態調査

① 調査の概要

狩猟者登録した狩猟者から返納された狩猟者登録証の捕獲報告等により、狩猟の実態を把握する。

② 調査計画

対象種類	調査年度	調査内容	調査方法	備考
狩猟鳥獣 全種	25～28	捕獲鳥獣の種類別数 量、狩猟捕獲日数	狩猟者登録した狩猟者か らの捕獲報告	約 2,500 人／年

4 特定鳥獣

(1) 方針

特定鳥獣については、科学的・計画的な保護管理を実施するため、生息状況、個体群動態、被害状況等を把握するための調査を引き続き実施し、これらの調査結果等を特定計画に反映させ、必要な保護管理対策を講じる。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査の方針
ツキノワグマ	25～28	ツキノワグマ及びニホンジカについては、全県的に生息数が増加していると推測され、農林産物の被害や、人身被害や交通事故など生活環境への影響も増加の傾向にある。またカモシカについては、ニホンジカ程ではないものの農林産物への食害が確認されている。 これらの課題に対応するため、特定鳥獣保護管理計画に基づいて必要な生息状況調査、繁殖状況調査、生息環境調査等を実施して生息地域や密度、環境への影響を把握し、その結果を生息数管理や被害対策等の保護管理施策に反映させる。
ニホンジカ	25～28	
カモシカ	25～28	

第八 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員について、本庁（自然保護課）及び出先機関（広域振興局等保健福祉環境部）に必要な人員を配置するとともに、広域振興局長等への権限の委譲を進めてきたが、本計画の期間中においても現員の維持に努め、鳥獣保護事業の円滑な実施を図る。

なお、広域振興局の再編等の組織改正等があった場合は、適宜、配置を見直す。また、引き続き広域振興局長等に対する権限の委譲等に努める。

(2) 配置計画

区 分	現 況 人			計 画 終 了 時 人			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁【自然保護課】 (野生生物担当)	5	0	5	5	0	5	野生生物担当5人 ・野生生物(特定鳥獣を含む。)の保護管理、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定
出先機関【広域振興局等】(保健福祉環境部)	10	0	10	10	0	10	広域振興局等保健福祉環境部 9人 大船渡地方振興局シカ対策員 1人 ・野生生物の保護管理、傷病鳥獣の救護、狩猟免許、狩猟者登録、鳥獣保護区等指定(広域振興局)

(3) 研修計画

行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象とした研修を行うとともに、専門研修等に職員を派遣し、専門的知識の向上を図る。特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、必要な専門的知識について習得を図る。

名 称	主 催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
野生生物研修	環境調査研修所	5月	1回	全国	1人	野生生物行政の専門的知識の習得	
広域振興局等担当者会議(研修会)	県	4月、 随時	2回	全県	11人	鳥獣保護行政の基礎的知識の習得	
野生鳥獣保護管理技術者研修会	環境省	通年	3回程度	全国	3人	特定鳥獣保護管理の専門的知識の習得	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護員は、鳥獣保護事業の円滑な運営と狩猟の適正な実施を期するため、鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及啓発及び狩猟者に対する指導等を行うことを目的としている。

その選任に当たっては、鳥獣の保護又は狩猟制度についての知識及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する者の中から任用し、業務量等を勘案して配置する。

なお、市町村合併の更なる進展や広域振興局等の再編等があった場合は、適宜、鳥獣保護員の配置や勤務条件等を見直すとともに、多様な人材の活用や自然環境等に関連する他の指導員制度との併任等について、今後検討する。

また、鳥獣保護員について、地域における鳥獣保護管理に関する助言指導、鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請もあるとされていることから、岩手県鳥獣保護員協議会を活用して、計画的に研修を行うとともに、会報を発行するなど資質の向上に努める。

< 研修計画 >

名 称	主 催	時期	回数／年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣捕獲従事者養成事業（狩猟免許試験予備講習会）	県 （（社）岩手県猟友会に委託）	6月～12月	3回	全県	80人／年	鳥獣保護行政の専門的知識の習得	
野生鳥獣保護管理研修会（市町村）	県	随時	1回	全県	35人	野生鳥獣保護管理の基礎的知識の習得	必要に応じて開催

(3) 狩猟者確保対策

鳥獣の保護管理の現場を支えている狩猟者（狩猟免許所持者）は、平成18年度には県内で延べ2,957人いたが、平成23年度には延べ2,644人と、延べ313人（10.6%）減少している。

今後も狩猟者の減少及び高齢化の進行により、狩猟による個体数調整や有害鳥獣捕獲の業務等にも支障が生じることが危惧されているため、県猟友会等の協力を得ながら、本県の実状などを踏まえ、鳥獣捕獲従事者養成事業や狩猟免許試験の休日開催を継続するなど、狩猟者の確保及び育成のための対策を講じる。

4 鳥獣保護センター

(1) 方針

鳥獣保護センター（昭和46年度に設置。平成13年度、平成22～23年度に一部改築等実施）においては、平成23年度は206羽頭の幼傷病野生鳥獣の救護を実施した。本計画の期間中においても、引き続き幼傷病野生鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点として位置付け、救護等に必要な獣医師の確保や施設の整備を行いながら、救護等を実施する。また、幼傷病野生鳥獣の救護、地域個体群保全への貢献、情報発信及び普及啓発等に資するため下記の役割を担う。

- ① 指定獣医師や幼傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア（以下「鳥獣ボランティア」という。）等と連携し、救護等に必要な情報の共有を図る。
- ② 積極的な情報発信を行うとともに見学・体験学習等の受け入れを行い、野生鳥獣保護等に関する意識啓発を行う。
- ③ 野生動物の飼育施設として、大学・動物園等の研究・教育・展示等に協力する。

(3) 鳥獣保護センター利用計画

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要・内容	利用の方針	備考
岩手県 鳥獣保護 センター	H13（一部改築） H22～23 （一部改築）	岩手郡滝沢村 滝沢字砂込 （滝沢村砂込鳥獣保護区内）	4.3ha （敷地）	1 管理棟 2 飼育棟 3 鳥類飼育舎 4 放飼場 5 池	幼傷病鳥獣の二次救護及び野生復帰 情報発信、普及啓発 調査研究への協力	

5 環境保健研究センター

(1) 方針

環境保健研究センターは、本県が目指す「環境首都」にかかわる行政推進の科学的・技術的拠点として平成 13 年度に設置されたが、鳥獣に関する専門研究員を配置し、学識経験者や関係機関等との連携を図りながら、鳥獣の生息実態、個体群の動態等に関する専門的な調査研究等を推進する。

(2) 研究内容等

研究対象	研究内容	研究期間
大型哺乳類	地理情報システムや遺伝子解析法を用いて、ツキノワグマやニホンジカ等の生息数の調査、適切な保護管理方法を研究	25～28
希少猛禽類	絶滅のおそれのあるイヌワシ等の保護を図るため、繁殖状況、行動圏、生息環境等を把握し、阻害要因等を解明し、適切な保護管理方法を研究	25～28

6 取締り

(1) 方針

狩猟事故及び違法捕獲等の未然防止を図るため、自然保護課及び広域振興局等の担当職員を引き続き司法警察員に任命するとともに、警察官、鳥獣保護員、保護団体、狩猟者団体等との一層の連携を図りながら、取締りや立入検査を行う。

特に、かすみ網やとらばさみ、とりもち等による違法捕獲や違法飼養等については、重点的に取締りを実施するほか、狩猟期間中についても、狩猟者が多数出猟すると予想される時期には、巡回を強化する。

また、狩猟者の登録証交付時における狩猟事故防止研修会を引き続き実施し、狩猟者の資質の向上に努める。

なお、狩猟違反者の処分については、迅速かつ適正に処分を行うよう配慮する。

(2) 年間計画

取締り事項	実施時期 (月)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
・狩猟取締り									←	→		
・違法捕獲取締り	←											→
・違法飼養取締り	←											→

7 必要な財源の確保

平成 16 年度の地方税法の改正により鳥獣保護事業の財源として狩猟税（目的税）が創設されたが、その趣旨を踏まえ、狩猟者の確保や資質向上のための取組みを進めるほか、狩猟者登録等の事務が円滑に行われるよう配慮するとともに、本計画に基づく鳥獣保護事業の効果的・効率的な実施に努める。

第九 その他

1 狩猟の適正管理

(1) 鳥獣の捕獲等の禁止等

本県においては、別に掲げるとおり、狩猟鳥獣のうち、生息環境の悪化等により生息数の減少が懸念されるキジ、ヤマドリについては、鳥獣保護法第 12 条第 2 項の規定により捕獲等の禁止の措置を講じており、また、ニホンジカについては、その捕獲に猟犬を使用する猟法等の禁止の措置を講じているが、本計画の期間中においても、生息状況等の把握に努めながら、適切な措置を講じる。

また、生息数の減少が著しく特に保護繁殖が必要なものについては、狩猟鳥獣の見直し等を環境省に働きかけていくとともに、必要に応じて関係団体等と協議しながら、区域又は期間を定めての捕獲等の禁止又は捕獲数の制限等の措置について検討を行う。

なお、各種制限等の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

鳥獣名	禁止等の内容	区 域	現行の措置の期間
キジ ヤマドリ	毎年 1 月 16 日から 2 月 15 日まで捕獲禁止 (昭和 42 年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成 24 年 11 月 15 日から 平成 29 年 11 月 14 日まで
ニホンジカ	猟犬使用による捕獲禁止 (昭和 30 年から継続)	県内一円	昭和 30 年 12 月 6 日から 無 期 限
	毎年 2 月 16 日から 2 月末日まで狩猟期間の延長 (平成 19 年から継続)	県内一円 (ただし、猟区を除く。)	平成 19 年 11 月 15 日から 平成 25 年 11 月 14 日まで
	捕獲等の制限の一部解除 捕獲等ができるニホンジカの数を一 人当たり 3 頭までとする。ただし、ニホ ンジカのオスにあつては、1 人 1 日あた り 1 頭までとする。	大船渡市、陸前高田市、釜石市 及び住田町の区域	平成 19 年 11 月 15 日から 平成 25 年 11 月 14 日まで
捕獲等の制限の一部解除 捕獲等ができるニホンジカの数を一 人当たり 5 頭までとする。	県内一円の区域(ただし、大船 渡市、陸前高田市、釜石市及び 住田町の区域を除く。)		

(2) 入猟者承認制度

孤立した狩猟鳥獣の地域個体群であって、狩猟鳥獣による農林水産業等への被害が発生している場合等、地域個体群の個体数管理に特に配慮しつつ、被害対策への取組みが必要な場合においては、新たに鳥獣保護法第 12 条第 3 項として、地域の狩猟鳥獣の保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限を行うことができる制度(入猟者承認制度)が創設された。

この制度は、特定計画に基づく鳥獣保護管理の一環として行うことで、当該狩猟鳥獣の科学的・計画的な保護管理がより効果的に推進されると言われていることから、今後、必要と認められるときは、特定計画の実施と併せて活用努める。

2 傷病鳥獣救護の基本的対応

(1) 基本的な考え方

① 救護体制の整備

県民からの傷病鳥獣の救護要請に適切に対処し、当該鳥獣の野生復帰と鳥獣保護思想のより一層の推進を図るため、平成 12 年度から(社)岩手県獣医師会の協力のもとに、指定獣医師による一次救護(応急治療)体制を構築しているが、本計画の期間中においても、その確保に努める。

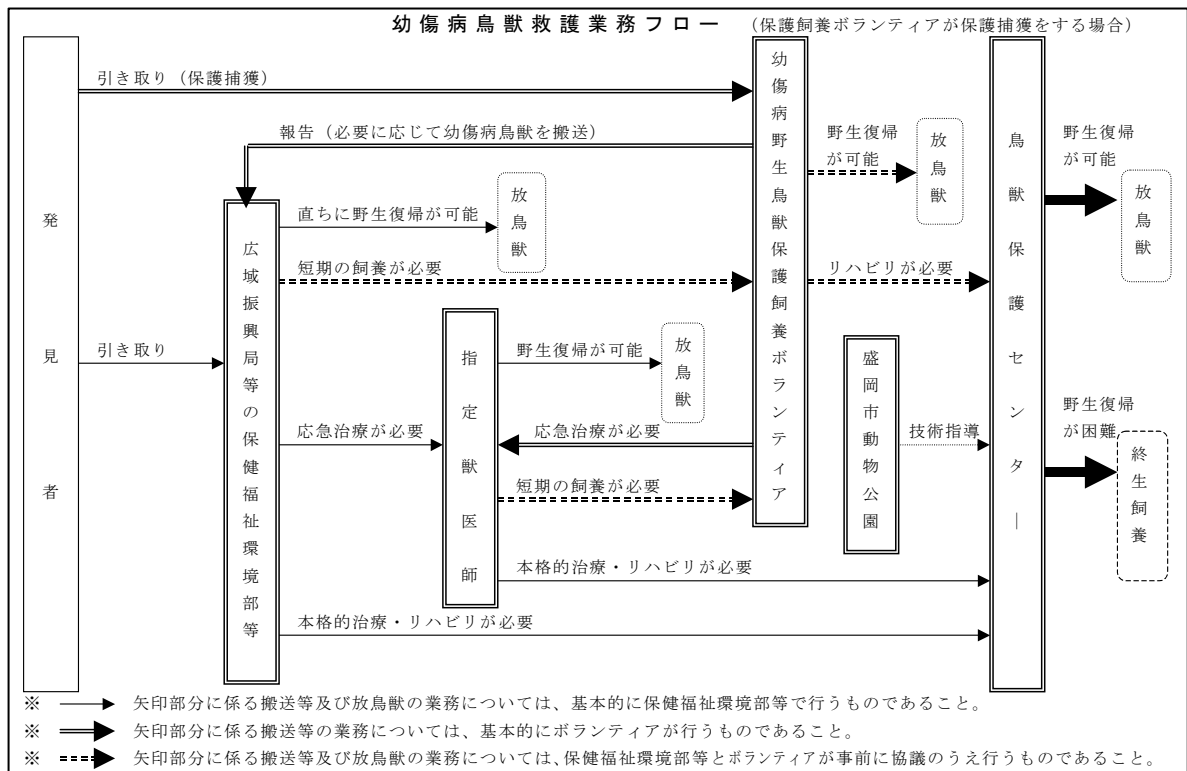
傷病鳥獣の野生復帰訓練を含む二次救護の拠点施設である鳥獣保護センターについては、本計画の期間中においても、必要な整備等を行いながら、救護等の業務を実施する。

また、傷病鳥獣の野生復帰を促進するために、平成 17 年度から鳥獣ボランティア制度を本格実施しているが、本計画の期間中においても、その充実に努める。

なお、救護の実施に当たっては、次のフロー図のとおり、広域振興局等、一次救護(指定獣医師)、二次救護(鳥獣保護センター)、鳥獣ボランティア等の適切な連携を図るとともに、救護業務に必要な研修等を行い、効果的な活動を展開する。

② 地域個体群保全への貢献

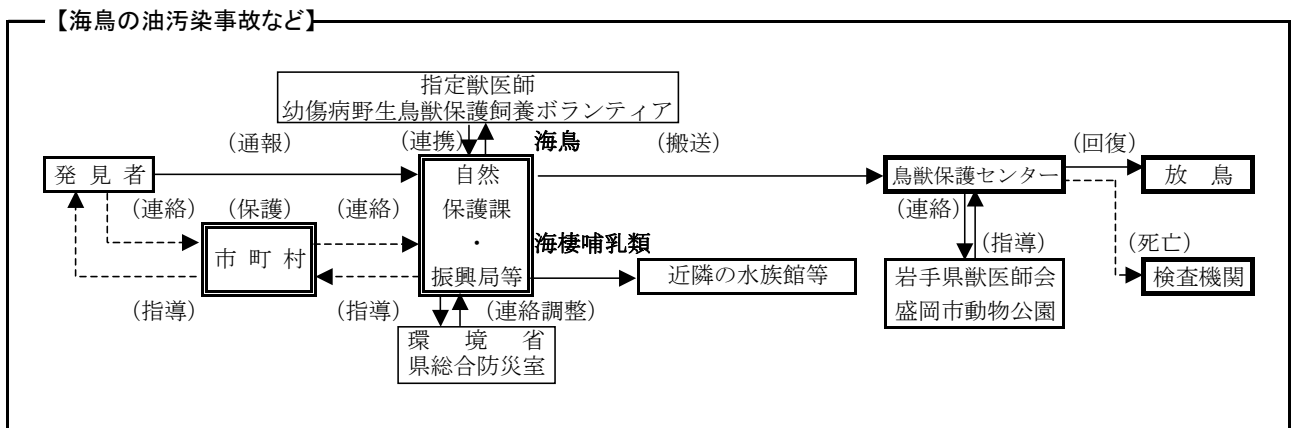
傷病鳥獣受け入れのネットワーク等を活用し、地域個体群保全のための調査研究等に協力することを目的とした活動にも取り組んでいく。



③ 油汚染事故への対応

海洋で油汚染事故が発生し、海鳥又は海棲哺乳類が被害を受けた場合は、次のフロー図のとおり、指定獣医師及び鳥獣ボランティア等と連携を図りながら、原則として、海鳥については鳥獣保護センターに搬送し、海棲哺乳類については近隣の水族館等の協力を得る。

なお、環境省の油汚染事故対策水鳥救護研修に、毎年度、職員を派遣し、救護に関する知識や技術の習得に努める。



(2) 救護個体の取扱い

救護個体の保護・収容等に当たっては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）、文化財保護法等関係する法令の趣旨を踏まえ、必要な手続をとる。

本県では、年々多様化する傷病鳥獣の救護要請に適切に対応するため、平成18年4月から、指定獣医師及び鳥獣保護センターにおける救護対象から、明らかに感染症の疑いのあるものや重症のため適切な治療を施しても救命の見込みがないものなど、一定の傷病鳥獣については除くこととしたが、本計画の期間中においても、適時に救護対象の見直しを行う。

が必要であることから、県等において各種の普及啓発活動等を推進し、鳥獣保護思想の高揚を図り、もって潤いのある社会づくりに資する。

特に、愛鳥週間は広く県民に対して啓発を図る最適な機会であることから、野鳥観察会、自然観察会等の開催について、広報媒体やホームページを活用した普及活動の推進に努める。

① 事業の年間計画

事業内容	実施期間(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
各種保護活動の支援・広報等	←—————→												
野鳥観察会等の開催	←—————→												
愛鳥ポスター作品コンクール	←—————→												
環境省野生生物保護功労者の表彰	←————→												
野生生物保護実績発表大会への応募	←————→												
岩手県環境保全活動功労者の表彰	←————→												

② 愛鳥週間行事等の計画

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
愛鳥週間行事	野鳥観察会、 野生生物保護功労者表彰			

(2) 野鳥観察の森の活用

平成元年度に滝沢森林公園(面積 60ha)の敷地内に野鳥観察の森(16.58ha)が整備されており、その中心的な区域に野鳥観察施設(ネイチャーセンター)が整備されている。

野鳥観察の森及び野鳥観察施設は、県民が野鳥にふれあい親しむことができる絶好の場所として、訪れる人々が多いことから、各種普及啓発事業等を引き続き実施するとともに、環境教育の場としての活用を図る。

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設等の概要	利用の方針
野鳥観察の森 (野鳥観察施設 (ネイチャーセンター))	H 元	岩手郡滝沢村 滝沢字砂込 (滝沢鳥獣保護区内)	16.58ha	1 ネイチャーセンター 2 自然観察路 3 野鳥観察舎 4 案内板 5 展示備品 6 普及パネル等	1 野鳥観察 2 自然観察 3 関係資料整備 4 展示の活性化 5 各種普及啓発事業の開催

(3) 小中学生等を対象とした普及啓発

身近な自然の中で野生生物の保護活動等を通じ、自然に親しみ、情緒豊かな次代を担う子どもたちを育ていくことは重要なことである。

そのため、県内の小中学生等を対象として、鳥獣保護思想等の高揚に関する普及啓発等に取り組む。

- ① 愛鳥ポスターコンクール、野生生物保護実績発表大会等への積極的な参加がなされるよう誘導する。
- ② 鳥獣保護思想や自然保護思想の高揚に資する資料、ポスター、パンフレット等を配布する。
- ③ 環境保全活動など取り組む内容に応じて、専門家、指導者等を紹介する。

6 野生鳥獣肉における放射性物質への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県内の野生鳥獣肉からも放射性セシウムが検出されていることから、今後も、食用とされる可能性の高い野生鳥獣肉について、放射性物質検査を継続し、県民への情報提供に努める。